

秋田市行政改革市民委員会設置要綱

〔平成26年3月20日〕
市長 決 裁

（設置）

第1条 本市における行政改革を推進するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、秋田市行政改革市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関し、必要な意見を述べ、又は提言を行う。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること
- (2) 行政改革大綱の推進に関すること。
- (3) その他行政改革に係る必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員10名以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に、委員長および副委員長を置き、委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

（事務局）

第5条 委員会の事務局は、総務部総務課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(秋田市行政改革推進市民委員会設置要綱の廃止)
- 2 秋田市行政改革推進市民委員会設置要綱(平成23年5月16日市長決裁)は、廃止する。